

制度情報—2020年10月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

『特許法』改訂の決定

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第55号

(公布日) 2020年10月17日

(施行日) 2021年6月1日

1. 主なポイント

- (1) 企業・組織が法により職務発明に関する権利を処理し、特許権を付与した企業・組織における財産権インセンティブの実行を国が奨励することに関する規定を追加し、発明創造の創出とその普及・応用をさらに奨励する。(第2条、第4条)
- (2) 特許の開放許可制度を追加し、開放許可声明及びその発効の手續要件、被許諾者が開放許可を取得する手續き及び権利・義務、相応の紛争解決手段について規定し、特許の実施と運用を促進した。(第16条、第17条、第18条)
- (3) 懲罰性賠償制度を新たに設け、法定賠償額の上限を500万元に引き上げ、下限についても3万元に引き上げた。(第23条)
- (4) 特許案件にかかる挙証が困難となる問題を解決するため、証拠規則をさらに改善し、権利者がすでに挙証に尽力しており、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者によって掌握されている状況においては、裁判所より権利侵害者に提供を命じることができるとしたことで、権利者の挙証負担を軽減した。(第19条、第23条)
- (5) 医薬品の特許期間補償の規定を追加し、新薬上市の審査評価・審査認可にかかる時間に対する補償として、中国で上市許可を取得した新薬の関連発明特許について、特許権者の請求を受けて5年を超えない特許権期間補償を与えるとした。新薬の上市が許可された後の有効特許権期間は合計14年を超えない。このほか、医薬品特許紛争の早期解決メカニズムを新たに設けた。(第27条)

2. 今後の留意点

今回は中国の『特許法』に対する4度目の改訂となり、特許権者の適法な権益に対する保護の強化、特許の実施と運用の促進、特許許諾制度の改善等の面で、一連の改訂、改善が行われた。

(全29条)

輸出規制法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第 58 号

(公布日) 2020 年 10 月 17 日

(施行日) 2020 年 12 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 規制品目の範囲を明確にし、関連の貨物、技術、サービス等のほか、品目に関する技術資料等のデータも含めるとした。(第 2 条)
- (2) 規制品目リストのほか、臨時規制やその実施期間満了時の扱いについても規定した。(第 9 条)
- (3) 中国は規制品目の輸出について許可制度を実行する。(第 4 条、第 12 条)
- (4) 輸出規制に抵触する違法行為の主要責任主体は、輸出経営者とする。特に、輸出経営者のために代理、貨物輸送、送付、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融サービスを提供する組織や個人についても同様に管轄を受けるとした点が注目される。(第 11 条、第 20 条)
- (5) 以下の状況の一つに該当する輸入業者及びエンドユーザーは規制対象者リストに登録される。(第 12 条)
 - ・エンドユーザー又は最終用途の管理要求に違反する。
 - ・国家の安全と利益を脅かす可能性がある。
 - ・規制品目をテロリズムの目的に用いる。
- (6) 輸出規制に抵触する違法行為を 9 通り規定し、警告、違法行為の停止命令、違法所得の没収、罰金、操業停止・整理、許可の取消し、関連規制品目の輸出経営資格取上げと、7 類の行政罰措置を制定した。うち、罰金は 9 通り全ての違法行為に適用されるうえ、罰金額は比較的高く、最高で違法経営額の 20 倍の金額を科すことができるとされている。行政罰のほかにも、輸出経営への制限、刑事罰等の不利な結果を被る可能性がある。(第 33 条、第 34 条、第 43 条等)
- (7) 中国の主体による中国国内から外国の実体への規制品目提供も、『輸出規制法』で規制する「輸出」に該当する。規制品目の再輸出又は保税区、輸出加工区等の税関特殊監督管理区域及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所から国外への輸出についても、『輸出規制法』の関連規定に照らして執行する。(第 2 条、第 45 条)
- (8) 本法は「国外効力」を有し、輸出規制措置を濫用して中国の国家の安全と利益を脅かすいかなる国家又は地域に対しても、中国は実際の状況に基づき、当該国家又は地域に対し対等に措置を取ることができるとした。(第 48 条)

2. 今後の留意点

- (1) 輸出規制に関する動きに十分注目

『輸出規制法』中の輸出規制品目リスト、規制対象者リスト、臨時規制品目等は随時公布、改訂されるため、関連する企業はそれらの情報を速やかに取得したうえ、リスクチェックを行う必要がある。

(2) 輸出規制の内部コンプライアンスの早期確立と履行

関連する企業では、国家規制管理機関が公布する業界の輸出規制ガイドラインに随時注目し、その指示内容に基づき輸出規制内部コンプライアンス制度を確立・整備したうえ、定期的なリスクの自主検査と評価を行うことが望ましい。(全49条)

生物安全法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第56号

(公布日) 2020年10月17日

(施行日) 2021年4月15日

1. 主なポイント

- (1) 「生物安全」の含意を、国の危険生物要素及び関連の要素による脅威に対する有効な対策と対応であり、生物技術が安定的かつ健全に発展でき、人々の生命の健康や生態系が、比較的危険がなく脅威を受けない状態にあり、生物分野が国家の安全を保護し、発展を持続させる能力を具備していることであると定義した。(第2条)
- (2) 生物安全の重要性の位置付けと原則を明確に定めた。(第3条)
- (3) 国の生物安全指導體制を確立し、整備した。(第4条、第10条)
- (4) リスクモニタリング事前警告制度、リスク調査評価制度、情報共有制度、情報発信制度、名簿・リスト制度、標準制度、生物安全審査制度、緊急対応制度、調査トレース制度、国家参入許可制度、国外重大生物安全事件対応制度等の11項の生物安全リスク防止基本制度を整備した。(第15条、第16条、第17条等)
- (5) 各種の具体的なリスク防止、対応の制度を整備し、それぞれ章を分けて目的に沿った規定を設けた。(第3章、第6章等)
- (6) 生物安全能力を強化し、法的責任を厳しく設定する。(第8章)

2. 今後の留意点

『生物安全法』は生物安全分野における基礎的、体系的、指導的な法律であり、その公布や実施は積極的かつ多大な影響をもたらすものとなるため、関連する企業は後続の実施細則制定の動きに十分注目されたい。(全88条)

経営者集中審査暫定施行規定

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 令第30号

(公布日) 2020年10月23日

(施行日) 2020年12月1日

1. 主なポイント

- (1) 国家市場監督管理総局は、業務の必要に応じて省、自治区、直轄市の市場監督管理機関に経営者集中審査の実施を委託することができる。(第2条)
- (2) 全ての経営者に対する平等な扱いを強調した。(第5条)
- (3) 実体性審査の判断基準の明確化：支配権の判断要素、競争の影響評価の際に考慮する要素を明確にし、売上高の計算基準をより詳細に定めた。(第4条、第7条、第8条、第25条)
- (4) 手続規定の審査の整備：申告義務者の範囲、簡易案件を適用する手続等について明確に定めた。(第11条、第17条)
- (5) 受託者の業務制度の規範化：受託者の選任について規範化し、受託者の基準を引き上げ、受託者の義務を明確に定めた。(第37条、第38条、第39条)
- (6) 制限条件の変更又は解除に関する規定を改善した。(第46条、第47条)
- (7) 違法な集中実施状況の明確化：法通りに申告しない、申告後認可を取得せずに実施したり、審査決定に違反する等とした。(第48条)
- (8) 違法な集中実施に対する調査時間の大幅短縮：初回調査の所要時間を60日から30日に短縮し、次段階の調査の所要時間を180日から120日に短縮した。(第52条、第53条)
- (9) 法的責任の強化：申告者に隠匿、虚偽の資料提出があった場合の法的責任を規定し、受託者ならびに分離事業の買取者の法的責任を加重した。(第6章)
- (10) 申告基準に達していない経営者集中に対する調査の手続きについて明確に定めた。(第6条、第62条)

2. 今後の留意点

政府公表データによると、2016年から2020年までの5年間において、中国政府が受理した経営者集中申告の総数は2,159件で、うち2,023件の審査が終了し、取引金額は22.3兆元となった。これらの数字は2011年から2015年までの5年間に比べるとそれぞれ74%、81%、62%増加しており、関連する企業がM&A等を行う際には、当該規定の要求への適合を十分に検討して規則違反を回避するよう勧める。(全65条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は2014年5月に青島市のA社に入社した際、会社に対し「社会保険加入は不要、労働契約の存続期間中において本人は会社にいかなる社会保険権益も主張しない」旨を申し出ていた。2019年4月、王氏は労働監察大隊に苦情を申し立て、A社が王氏の2014年5月から2018年2月までの社会保険料を追納するよう要求した。A社ではその後、王氏のために前記の期間分の社会保険料を追納したほか、延滞金の25,725.43元も納付した。後にA社は裁判所に訴訟を提起し、王氏に対し、当該延滞金の50%に相当する12,862.72元の負担を要求した。

2. 紛争の焦点

王氏が自らA社に社会保険に加入しないことを要求していたところ、後になり王氏の意思が変わってA社に追納を要求した社会保険料と、別途納付された延滞金は、王氏が負担するべきか。

3. 弁護士の分析

本件において、王氏とA社は法律の強行規定に違反して社会保険を付保していなかったのであり、これについては王氏、A社とも過失がある。社会保険料の追納に伴い発生した延滞金については、王氏、A社とも負担すべきであると考えられる。

『社会保険法』第58条の規定により、A社は王氏の入社日より30日以内にその社会保険を付保しなければならず、このことはA社と王氏の法定の義務であり、王氏自らによる不加入の要求によって免除されることはない。王氏が2014年5月にA社に入社した当時、A社に社会保険への不加入を申し出たことは、王氏の自身の権利に対する処分当たる。後に王氏が信義誠実に反してA社が社会保険を付保しなかったことを理由に苦情を申し立て、これによりA社には社会保険料の追納と延滞金の支払いが発生した。この延滞金の発生は、王氏が自ら申し出ておきながら信義誠実に違反したことによってもたらされたものであり、またA社にも、法律規定に違反していることを明らかに知りながら、王氏の申し出に同意していたことで、王氏の社会保険未加入について同様に過失が存在し、『権利侵害責任法』の関連規定により、王氏とA社はともに、社会保険を付保していなかったことにより発生した延滞金を負担する必要がある。

4. 司法判断

王氏は社会保険料の追納に伴い発生した延滞金の50%にあたる12,862.72元を負担するべきであるとの判決が下された。

5. 留意点

実務において、従業員によっては収入手取額の増加を図るため又はその他の理由から、自ら会社に社会保険不加入を申し出るケースがあり、会社が従業員の要求に応じると、かなり大きなリスクが存在する。

- (1) 従業員の社会保険付保は使用者及び従業員の法定の義務であり、当該義務は双方の約定により免除されない。

- (2) 従業員のための社会保険料追納には時効期限がなく、従業員は在職中、離職後にかかわらず随時使用者に追納を要求することができる。つまり、使用者にとり、従業員のための社会保険料追納が発生するリスクは常に存在するうえ、時間の経過とともに延滞金の金額は増加し続けるため、使用者が被る損失も増大し続けることになる。
- (3) 会社が社会保険を付保しなかったことは、従業員が一方的に労働関係を解除するための法定の事由とすることができ、従業員はこれにより労働関係の解除を主張し、会社に経済補償金の支払いを要求することができる。